令和８年

第４回市議会定例会　議案第２２号

函館市日乃出いこいの家条例の一部改正について

函館市日乃出いこいの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月１日提出

函館市長　大　泉　　潤

函館市日乃出いこいの家条例の一部を改正する条例

函館市日乃出いこいの家条例（昭和５０年函館市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

別表中「５００円」を「５５０円」に，「５，０００円」を「 5,500円」に改める。

附　則

１　この条例は，令和８年１２月２３日から施行する。

２　この条例の施行の日以後における改正前の函館市日乃出いこいの家条例の規定に基づく使用回数券については，１回券に５０円を加算して使用し，または１１回券に５００円を加算して改正後の函館市日乃出いこいの家条例の規定に基づく使用回数券と引き換えることができる。

（提案理由）

日乃出いこいの家の使用料を改定するため